

7章

債券の安全性

1 債券の安全性

債券の安全性

債券の安全性は、一般的に、それを発行する主体（発行体）の債務全体を履行する総合的な能力（信用力）に依存していると考えられています。

機構は、資本金の全額を政府が出資しており、主務大臣は国土交通大臣と財務大臣です。**マンションすまい・る債は、政府保証は付されていませんが、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「機構法」といいます。）に基づき、国の認可を受けて発行しています。**

なお、マンションすまい・る債は預金保険制度の対象ではありません。

機構の最新の財務状況はコチラ

（決算概要をご確認ください。）



※財務状況は、別添チラシにも記載しています。

優先弁済について

マンションすまい・る債の元本については、機構法において、機構の財産より優先的に弁済されることが定められており、マンション管理組合のみならず、みなさまからお預かりした財産を保全するための措置が講じられています。

なお、みなさまからお預かりした資金は、機構融資の原資等として活用しております。

マンションすまい・る債は、国の認可を受けて機構が発行する一般担保付債券です。※1

マンションすまい・る債を保有されている方は、機構の総資産から優先的に弁済を受ける権利があります。※2

※1 マンションすまい・る債を保有されている方は、機構法第19条第4項により「機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する」とされています。この優先弁済権の順位は、同条第5項において民法の規定による一般の先取特権に次ぐものと規定されています。

※2 マンションすまい・る債は、発行体である機構の信用状況の悪化等により、元本や利息の支払が滞る可能性や、元本割れが生じる可能性があります。

2 機構の格付け

機構は、マンションすまい・る債の個別の格付けは取得していませんが、債券を発行する発行体（機構）についての、債務全体を履行する総合的な能力（信用力）に関する外部機関からの評価（発行体格付）を取得しています。最新の機構の格付けについては、別添チラシでご確認ください。